

《出入国管理に関する国务院の規定》
—国家安全を脅かす恐れがある場合に出国不許可

2026 年 8 月 7 日
CISTEC 事務局

2013 年 7 月 1 日に中華人民共和国出入国管理法（全 8 章 93 条）¹（以下「管理法」）が施行されているが、その下位法令となる《出入国管理に関する国务院の規定》²（以下「管理規定」、別添参照）が、本年 9 月 15 日に施行される。

1. 輸出管理、制裁等に関連する規定

今回制定された管理規定は全 19 条からなり、その制定目的は多岐にわたるが、輸出管理等に関連のものとしては、以下の条項が含まれている。

第 4 条第 3 項

中国公民が輸出管理、技術の輸出入管理等の規定に違反し、国の産業の安全、技術の安全を脅かすおそれがある場合、国务院の商務等の関係主管部門はその出国の不許可を決定することができる。

第 5 条第 3 項

外国人が報復リスト、信頼できないエンティティリスト、悪意のあるエンティティリストに掲載された、または報復措置や制限措置が講じられた場合等、法に従って出入国証の不発給、入国不許可等の関連措置を講じる必要がある場合、移民管理機関、査証発給機関は職責に従って実施する。

第 4 条については、既に、本年 3 月に、米国 Meta による中国 AI 企業 Manus の買収事案に際し、中国当局は Manus の CEO に対し中国からの出国を禁止したと報道されている³が、**輸出管理等の個別の法規に違反した場合に限らず、国家安全を脅かす恐れがある場合に出国禁止措置を講じることについて明確な法的根拠を提供するものとなっている。**

第 5 条については、各制裁リストの根拠となる法令において、既に対象者に対して入国禁止措置等を講じることができることとなっており、今回の規定の制定はこれらの措置を確認し、確実な実施を担保するものと考えられる。

2. その他留意すべき一般的な規定

輸出管理等と直接言及するものでないが、**管理法第 28 条**においては、外国人が

- ・ 刑事事件の被告人又は容疑者であるとき
- ・ 法律若しくは行政法規により出国を許可しない事由があるとき

出国を許可しない旨規定されており、外国人が輸出管理等の法令に違反した場合に適用される可能性がある条項

¹ 「中华人民共和国出境入境管理法」（国家移民管理局 2019 年 6 月 21 日）

<https://www.nia.gov.cn/n741440/n741547/c1013311/content.html>

J E T R O から仮訳が公表されており、本解説はそれに依拠している。「中日対訳：中華人民共和国出入国管理法」（日本貿易振興機構北京事務所編、2012 年 6 月）、

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/kahoku/pdf/invest_glf.pdf

² 「国务院关于出境入境管理的规定」（国务院、2026 年 7 月 31 日）、関連条文の仮訳については別添参照。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202607/content_7077172.htm

³ China bars Manus co-founders from leaving country amid Meta deal review, FT reports(Reuters, March 25, 2026) <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/china-bars-manus-co-founders-leaving-country-it-reviews-sale-meta-ft-reports-2026-03-25/>

が存在している。

さらに、**管理規定**については以下の点に留意する必要があると考えられる。

- ・ **第3条2項**において、出入国者に「関連する文書、資料、電子データ等の情報を提示・提供するよう求めることができ」、「出入国者はこれに協力しなければならない」としている点
- ・ **第6条**において、出国の不許可を決定した者について、当事者に不許可の事実、理由、根拠等を書面で告知することを原則とするが、国の安全、刑事事件の捜査等の状況に影響を及ぼす恐れがある場合、当事者に告知しなくてよいとされている点

出入国管理に関する国務院の規定（関連条文を抜粋）

第一条 出入国管理を規範化し、出国・入国者の合法権益を保証し、国の主権、安全、発展の利益を守るため、《中華人民共和国出入国管理法》等の法律に基づき、本規定を制定する。

第三条 出入国者が出入国、逗留・居留を申請する理由は真実、合法でなければならない。

移民管理機関、査証発給機関が出入国者の身分、申請理由を確認する際、関連状況について質問する、関連する文書、資料、電子データ等の情報を提示・提供するよう求めることができ、出入国者はこれに協力しなければならない。

団体または個人が出入国者に招待状またはその他の申請資料を発行する場合、招待内容および証明事項の真実性について責任を負い、移民管理機関、査証発給機関の関連情報の確認に協力しなければならない。

出入国者が虚偽の資料を提出する、虚偽の陳述を行った場合、移民管理機関、査証発給機関は出入国証の不発給、またはその出国・入国の不許可を決定する権限を有する。

第四条 中国公民が出入国証書の詐取、不法な出入国によって行政拘禁の処罰を受けた場合、移民管理機関は違法の状況および違法犯罪予防の必要に基づき、処罰の執行完了の日から6か月以上3年以内の期間、その出国の不許可を決定することができる。

中国公民が海外で違法犯罪活動に従事し、国の安全および利益を脅かした場合、国務院の関係主管部門が、または在外外交機関等の確認を得てからその国内の住所地の省級人民政府が帰国の日より6か月以上3年以内の期間、その出国の不許可を決定することができる。

中国公民が輸出管理、技術の輸出入管理等の規定に違反し、国の産業の安全、技術の安全を脅かすおそれがある場合、国務院の商務等の関係主管部門はその出国の不許可を決定することができる。

第五条 外国人が国外で中国の査証手続きを申請する、または国境検問所で入国を申請する際に虚偽の資料を提供した、虚偽の陳述を行った場合、移民管理機関、査証発給機関は1年以上5年以内の期間、その入国の不許可を決定することができる。

外国人が国（辺）境管理を妨害したことにより刑事罰を受けた、または出入国証の詐取、不法な出入国により行政罰を受けた場合、移民管理機関は違法の状況および違法犯罪予防の必要に基づいて、処罰の執行完了の日から1年以上5年以内の期間、その入国の不許可を決定することができる。法律に別段の定めがある場合、その規定に従う。

外国人が報復リスト、信頼できないエンティティリスト、悪意のあるエンティティリストに掲載された、または報復措置や制限措置が講じられた場合等、法に従って出入国証の不発給、入国不許可等の関連措置を講じる必要がある場合、移民管理機関、査証発給機関は職責に従って実施する。

第六条 法に従って出国の不許可を決定した者について、決定機関規定に従って速やかに移民管理機関にその執行を通知し、当事者に出国不許可の事実、理由、根拠および救済手段を書面で告知しなければならない；国の安全、刑事事件の捜査等の状況に影響を及ぼす恐れがある場合、当事者に告知しなくてよい。

移民管理機関が出国不許可の決定を執行する際、決定機関が通知した内容に従って当事者に告知しなければな

らない。

第十一条 虚偽の資料を提供する、虚偽の陳述を行う等の方法で虚偽を弄して査証、逗留・居留証、旅券等の出入国証を詐取した場合、移民管理機関は《中華人民共和国出入国管理法》、《中華人民共和国旅券法》の規定に従って処罰する。

(以下略)

第十七条 本規定に違反し、犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第十九条 本規定は 2026 年 9 月 15 日より施行する。